

## 里親認定部会について

### 1 部会の設置目的

児童福祉法施行令第29条により、里親の認定をするときには、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、法律等の専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、里親認定部会を設置して審議を行う。

### 2 部会の所掌事項

(1) 里親（養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親）の認定の適否について、諮問を受けて答申すること。

(2) 里親の登録の更新にあたり、更新が不相当と認められるものについて、諮問を受けて答申すること。

(3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

### 3 参考（平成28年度（11月末現在）審議状況）

■開催回数 4回

■諮問件数等

□諮問件数

養育	縁組	専門	親族	計
43	63		2	108

□審議結果

適格数					不適格数					再調査・保留数				
養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計
42	62		2	106	1				1		1			1